

あなたの声を これからの まちづくりに！

① 平成28年度の主な計画事業	1
② 議会基本条例の評価・検証	2、3
③ 政務活動費の活動内容報告	4、5
④ 乾杯条例制定を求める請願	6
⑤ 各常任委員会の活動内容	7
⑥ 意見書の提出	8
⑦ 昨年の議会報告会での議会側に対する主な意見・要望	9
⑧ 賛否の公表	10、11

栗山町民（以下「町民」という。）から選挙で選ばれた議員により構成される栗山町議会（以下「議会」という。）は、同じく町民から選挙で選ばれた栗山町長（以下「町長」という。）とともに、栗山町の代表機関を構成する。この2つの代表機関は、ともに町民の信託に応える活動し、議会は多人数による合議制の機関として、また町長は独任制の機関として、それぞれの異なる特性をいかして、町民の意思を町政に的確に反映させるために競い合い、協力し合いながら、栗山町としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられている。

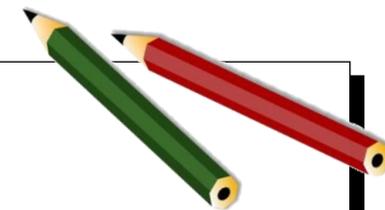
議会が町民の代表機関として、地域における民主主義の発展と町民福祉の向上のために果たすべき役割は、将来にかけてますます大きくなる。特に地方分権の時代を迎えて、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会は、その持てる権能を十分に駆使して、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点を広く町民に明らかにする責務を有している。自由かつ達な討議をとおして、これら論点、争点を発見、公開することは討論の広場である議会の第一の使命である。

このような使命を達成するために本条例を制定する。われわれは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法律」という。）が定める概括的な規定の遵守とともに、積極的な情報の創造と公開、政策活動への多様な町民参加の推進、議員間の自由な討議の展開、町長等の行政機関との持続的な緊張の保持、議員の自己研さんと資質の向上、公正性と透明性の確保、議会活動を支える体制の整備等について、この条例に定める議会としての独自の議会運営のルールを遵守し、実践することにより、町民に信頼され、存在感のある、豊かな議회를築きたいと思う。

栗山町議会基本条例前文

平成18年5月18日制定

①平成28年度の主な計画事業



産業 ～賑わいと活力あるふるさとづくり～

農林業

6次産業化の取り組み支援 2,000千円(2,000千円)

農産物加工や新商品開発、販路拡大に向けた取り組みを支援します。

【主な取組】継続

- 6次産業化施設等整備支援事業の実施

都市基盤 ～快適でやすらぐふるさとづくり～

住宅・住環境

空き家対策の推進 382千円(—千円)

老朽化した危険空き家対策の推進を図ります。

【主な事業】新規

- 空き家対策協議会の設置、対策計画等の策定

街なみ・景観

新町地区の再開発整備要望の推進 11,165千円

(1,450千円)

新町地区の魅力ある街なみづくりを推進します。

【主な取組】新規

- 新町地区都市再生整備計画の策定

都市基盤 ～快適でやすらぐふるさとづくり～

街なみ・景観

南部地域振興策の検討 174千円(—千円)

継立中学校の跡地活用を含めた南部地域振興策を検討します。

【主な取組】新規

- 継立中学校の跡地活用の推進

角田地域振興策の検討 220,622千円(18,428千円)

国道234号線の整備要望と、角田振興策を検討します。

【主な取組】継続

- 角田地区新設道路用地購入
- 国道拡幅及びバイパス化の継続要望
- 新工業団地造成

栗山駅の周辺整備 39,680千円(—千円)

栗山駅南側の機能性を高める道路・駐車場整備を行います。

【主な取組】新規

- 道路・駐車場整備に係る調査設計等及び用地購入

②議会基本条例の評価・検証

平成18年5月栗山町議会基本条例が制定され、今年で10年が経過します。節目の年を迎えるに当たり、議会では、条例の目的が達成されているかどうかの評価・検証を進めています。

議員による議会基本条例の評価・検証とともに、議会モニターと町民の皆さんからも議会運営等に関する意見を伺いながら、作業を進めています。

《参考 議会基本条例》

第26条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

◆スケジュール◆

町民・議会モニターから

意見聴取、議員による評価・検証

評価・意見を参考に

条例の見直し（案）作成

町民・議会モニター・議会サポーターより、

見直し（案）に対する意見聴取

6月議会定例会へ

改正条例を上程

議会議員の評価・検証(抜粋)

項目	達成度	方向性	議員の意見等	運用における課題等
情報公開と説明責任	○	継続	<ul style="list-style-type: none"> ●ホームページによる周知は十分な情報提供とは言えない。 ●活動後の情報公開は広報紙等で実施しているが、決定前の周知が不十分。 	決定前の情報公開の検討。
政務活動費の活用による活動状況の報告	○	継続	<ul style="list-style-type: none"> ●第三者による監査や議会モニターによる監査を条例に加えては。 ●政務活動費による成果の公表を検討しては。 	
町民各層との議員研究会	△	継続	<ul style="list-style-type: none"> ●町民各層との議員研究会を開催していない。 	町民各層との議員研究会の開催の検討。
議会広報の充実	○	継続	<ul style="list-style-type: none"> ●議会だよりの感想や意見を取り入れる方法を検討しては。 	議会だよりの感想意見を取り入れる方法の検討。

※達成度 ○：達成されている △：どちらともいえない ×：達成されていない

議会モニターの評価、意見等(主なもの)

【議員の活動原則】

- 定例会での発言者が少ないのは残念。町民の声を日常、的確に聴いて議会に反映できるはず。

【町民参加及び町民との連携】

- 条例の見直しより、議員が町民に争点などの情報を周知する責務が不十分。如何に町民に周知するかが課題。
- 一番大切な一般会議の開催が最近ない。昨年 of 新聞報道では、「政務活動費の増額」の件で、モニター会議が一般会議をしたことのように掲載されていたが言語道断。町民への意見聴取が必要であった。一般会議は、町政に意見を述べる有効な仕組みで、開催の要望は簡単にし、開催に関する周知と会議内容を周知することが大切。
- 議会報告会は、今後も続けてほしい。地域ごとで開催しているが、まちづくり協議会を対象に行ってはどうか。
- 議会報告会は、議会だよりや議会ホームページを見ればいいので、参加者が少ないことから必要とは思わない。町民が議員に意見や要望を言える場にしてほしい。

【議会広報の充実】

- 議会運営等の活動が活発にされていても、伝わらなければ意味を失うので、広報活動にもっと工夫して多くの町民に活動内容を知ってもらう努力を継続してほしい。

パブリックコメント 町民意見の募集結果

【基本条例の見直し】

- 見直しは、検討の結果、問題点があればなされるものではないか。検討の結果も、それによる問題点も示されず見直しに関する評価・意見を問うのは理解できない。第26条を正確に反映したものとは言えないのではないか。
- 不具合があつての見直しか。どんな問題か。どのように改正するのか。見直しの前に検証が先ではないか。

【町民参加及び町民との連携】

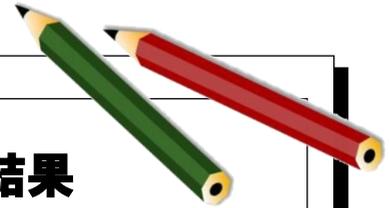
- 「一般会議を設置するなど、町民参加できるように措置する」となっているが、町民に周知されないまま議員だけで一般会議を開催し、参加しても発言が許されず有名無実となっている。
- 議会報告会は、結果報告と言いついで、町民の意見を聴取して議会運営の改善を図る趣旨からはほど遠い。

【委員会等の適切な運営及び一般会議の設置】

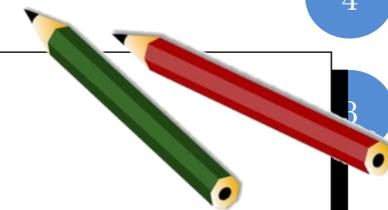
- 議員と町民が自由に情報及び意見交換する一般会議を設置するとあるが、開催されたと聞いたことがない。

【議員の政治倫理】

- 議会基本条例第23条に「議員の政治倫理」があるにも関わらず、昨年、議会議員政治倫理条例を制定したことが納得できない。



③ 政務活動費の活動内容報告



議会では、これまでの交付額では十分な調査研究を行うことが困難であったことから、政務活動費を年額24万円(月額2万円)へ引き上げ、より一層議員の自己研さんと資質向上を積極的に図るとともに、それまでの年度当初に一括交付されていた前払い方式から、政務活動を行った四半期ごとの後払い方式へ変更し、さらに第三者の専門的知識を有する者による監査を導入することとし、適正な支出と透明性の確保を図るため、条例改正を行いました。

平成27年4月から12月までの各議員の政務活動費の支出状況とその内容について報告します。

【改正前】

年額 96,000 円(月額 8,000 円)

- ・ 交付方法 年度当初に一括交付
- ・ 調査 必要に応じ議長が調査



平成27年4月から

【改正後】

年額 240,000 円(月額 20,000 円)

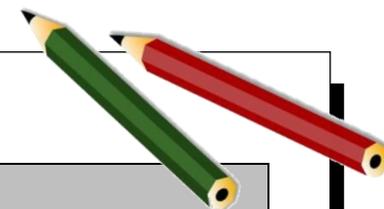
- ・ 交付方法 政務活動後、四半期ごとに交付
- ・ 調査 専門知識を有する第三者による監査

議員別の政務活動に要した経費の状況(4月～12月分)

単位：円

	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	合計
大西	0	64,060	0	0	21,198	0	0	85,258
友成	76,410	0	0	0	1,830	0	0	78,240
檜崎	76,410	8,260	0	0	52,648	0	0	137,318
佐藤	0	156,780	0	0	12,900	0	0	169,680
重山	67,090	85,920	0	0	25,632	0	0	178,642
置田	76,410	0	0	0	18,148	0	0	94,558
大井	0	64,060	0	0	22,644	0	0	86,704
千葉	0	184,320	0	0	2,830	0	0	187,150
土井	0	277,370	0	0	35,738	0	0	313,108
三田	0	92,720	0	0	14,373	0	0	107,093
藤本	0	156,780	0	0	13,962	0	0	170,742
鵜川	0	134,850	0	0	79,812	0	0	214,662
合計	296,320	1,225,120	0	0	301,715	0	0	1,823,155

政務活動費の議員別活動内容(4月～12月分)



議員名	調査研究費及び研修費の内容
大西	①7/25～7/26 東京都 市民と議員の条例づくり交流会議
友成	①②7/2～7/4 ①新潟県 先進地視察（地域おこし協力隊）②長野県 小さくても輝く自治体フォーラム
檜崎	①②7/2～7/4 ①新潟県 先進地視察（地域おこし協力隊）②長野県 小さくても輝く自治体フォーラム ③8/17 札幌市 北海道大学公共政策大学院地方議員向けサマースクール
佐藤	①7/25～7/26 東京都 市民と議員の条例づくり交流会議 ②11/12～11/14 東京都 地方議員研究会主催「財政問題特別講座」、調布市議会議員との意見交換
重山	①②7/2～7/4 ①新潟県 先進地視察（地域おこし協力隊）②長野県 小さくても輝く自治体フォーラム ③11/12～11/13 東京都 地方議員研究会主催「財政問題特別講座」
置田	①②7/2～7/4 ①新潟県 先進地視察（地域おこし協力隊）②長野県 小さくても輝く自治体フォーラム
大井	①7/25～7/26 東京都 市民と議員の条例づくり交流会議
千葉	①7/2～7/4 長野県 小さくても輝く自治体フォーラム ②7/13～7/14 東京都 地方議員研究会主催「選ばれる自治体の条件」 ③7/25～7/26 東京都 市民と議員の条例づくり交流会議 ④11/26～11/27 東京都 地方議会総合研究所主催「自治体議会の役割」
土井	①6/20 札幌市 北海道MIC講演会 ②7/10 札幌市 地域活性化フォーラム ③7/25～7/26 東京都 市民と議員の条例づくり交流会議 ④7/26～7/28 東京都 東京都自治体財政研究会in丸の内 ⑤8/17 札幌市 北海道大学公共政策大学院地方議員向けサマースクール ⑥8/21 札幌市 新人議員のための議員活動 ⑦8/30～8/31 滋賀県 市町村議員研修「2日間コース」自治体予算を考える ⑧10/6 札幌市 下水道事業経営実務講習会 ⑨11/12～11/14 東京都 地方議員研究会主催「財政問題特別講座」、調布市議会議員との意見交換
三田	①11/12～11/14 東京都 地方議員研究会主催「財政問題特別講座」、調布市議会議員との意見交換
藤本	①7/25～7/26 東京都 市民と議員の条例づくり交流会議 ②11/12～11/14 東京都 地方議員研究会主催「財政問題特別講座」、調布市議会議員との意見交換
鵜川	①11/12～11/14 東京都 地方議員研究会主催「財政問題特別講座」、調布市議会議員との意見交換

④ 乾杯条例の制定を求める請願

2013年1月に京都府において「京都市清酒の普及の促進に関する条例」が制定され、その後、全国各地の自治体に乾杯条例が広まっています。

本町では、平成28年1月22日「北の錦愛好会」より条例制定を求める請願書が提出され、3月定例会において産業福祉常任委員会に付託を受けています。

【請願の趣旨】

本町には、創業明治11年の小林酒造があり、その酒蔵群は平成18年に国の登録有形文化財に登録され、「蔵元北の錦記念館」は昨年11月上旬に来館者が60万人を達成し、本町の観光拠点となっています。

また、平成元年より始まった「酒蔵まつり」は、今では3万人以上の来場者が集まる道央圏の一大イベント「老舗まつり」へと成長しています。

平成10年からは地元農業者との契約栽培による酒米の使用を始め、多くが栗山産米で醸造され増産を続けています。

「北の錦」を愛する町民が地酒で乾杯と集い、節目節目に酒がしぼられた地元で生まれた喜びや食文化を発信する一助となるようにと思いを込め、「北の錦愛好会」を発足し本年で30周年を迎えました。これからも栗山町から日本酒の文化と歴史を伝えていくことが地域振興に寄与するものと切に望み、「地酒乾杯条例」の制定を求めます。

北海道での取組事例

自治体名	条例名	制定年月日
富良野市	まずはふらのワインで乾杯条例	平成25年12月13日
旭川市	地酒の普及促進に関する条例	平成25年12月18日
中標津町	牛乳消費拡大応援条例	平成26年 3月13日
増毛町	乾杯条例（酒）	平成26年 3月13日

※全国で58自治体が制定（平成26年8月8日現在）

《参考 旭川市「地酒の普及の促進に関する条例」》

旭川市は、石狩川水系の豊かな伏流水と上川盆地の扇状地が育む良質の米に恵まれ、かつては、多くの酒蔵を擁し「北海の灘」と呼ばれた。その伝統は、今日、稲作農業の裾野を酒造好適米の生産にまで広げている。また、本市で生産された酒は、飲食店街の発展を促すとともに、海外にも輸出され日本文化に対する理解を深めることにつながっている。

ここに、市及び事業者がそれぞれの役割を担うとともに市民の協力をもって、地酒による乾杯の習慣を広めること等により地酒の普及を促進し、もって本市経済の活性化を図るため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、地酒の普及を促進し、もって本市経済の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「地酒」とは、市内において製造された清酒その他の酒類をいう。

（市の役割）

第3条 市は、地酒による乾杯の奨励その他の地酒の普及の促進に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（事業者の役割）

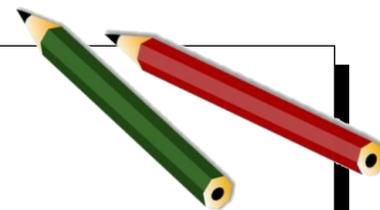
第4条 地酒の製造を業として行う者（以下「地酒製造業者」という。）は、地酒の普及の促進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 飲食店業、旅館業その他の酒類を扱う事業を営む者は、地酒の普及の促進に関する市の措置及び地酒製造業者の取組に協力するよう努めるものとする。

（市民の協力）

第5条 市民は、地酒の普及の促進に協力するよう努めるものとする。

⑤各常任委員会の活動内容



■産業福祉常任委員会

「ごみ処理の実態について」

- ・ごみ処理事業の実績について 7/24
〔最終処分場・炭化施設・堆肥化施設・資源リサイクルセンターの処理実績〕
- ・現地視察 7/24（最終処分場、炭化施設）
- ・道央廃棄物処理組合焼却施設候補地選定状況及び最終処分場のごみ処理実績について 11/19
- ・現地視察 11/19（最終処分場、炭化施設）
- ・道央廃棄物処理組合の進捗状況について 3/7

「建設事業の実態について」

- ・工事請負契約について 11/19
- ・現地視察 11/19
〔住宅団地造成工事（朝日4）、杵臼本線道路改良工事、林業専用道継立日出線開設工事など〕



■総務教育常任委員会

「若者定住事業の進捗状況について」

- ・若者定住事業全般について 8/3

「教育制度の変更（教育委員長と教育長の統合）について」

- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正について 8/3

「指定管理者制度について」

- ・指定管理者評価及びその後の対応について 2/24

「ふるさと納税について」

- ・ふるさと納税の制度概要及び実績等について 2/24

■広報広聴常任委員会

「議会の広報誌の編集及び発行について」

- ・第144号の発行について 6/10、7/13、7/22
- ・議会広報研修会（札幌市） 8/19
- ・第145号の発行について 9/9、10/13、10/19
- ・全国町村議会広報研修会（東京都） 10/20～10/21

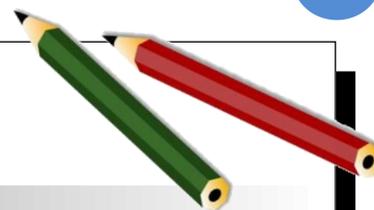
※委員2名参加

- ・第146号の発行について 12/15、1/14、1/21

「議会広聴の実施について」

- ・議会報告会資料作成委員会 2/16、3/2
- ・議会報告会 3/22～3/25（12会場で開催）

⑥意見書の提出

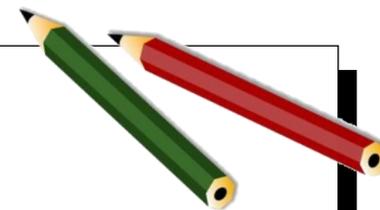


意見書とは？

町では対応できない重要な事項について、議会としての考えや意思を意見としてまとめた文書のことです。各議員から提出された意見書案は、本議会で可決されたのち、地方自治法（第99条）に基づき、意見書として国や北海道などの関係機関へ提出します。

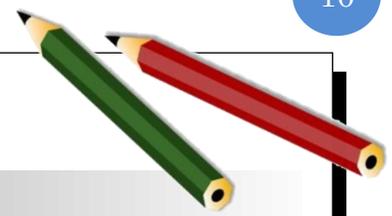
No.	件名	議決月日	審議結果
1	TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書	3月19日	可決
2	農協関係法制度の見直しに関する意見書	〃	〃
3	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書	9月16日	〃
4	子ども医療費無料化実施自治体に対する国民健康保険国庫負担金削減の廃止を求める意見書	〃	〃
5	TPP「合意」内容の徹底した情報公開と検証を求める意見書	12月17日	〃
6	介護報酬の再改定を求める意見書	〃	〃

⑦ 昨年の議会報告会での議会側に対する 主な意見・要望



全会場取りまとめ

No.	意見・要望事項	処理・対応
1	議員定数を減らしたが、人口減少によって今後も減らしていいのか。	町民の皆さんの意見をいただきながら昨年5月より議員定数を1名削減しましたが、人口の動向により削減が必要となれば、再度皆さんのご意見を伺い検討します。
2	議員の倫理は、議会基本条例で十分では。	町民の付託に応える活動を行い、より一層の政治倫理の確立と向上に努め、公平性と透明性の確保、町民に信頼される開かれた議会づくりを進めることが必要と考え、別途政治倫理に関する基本となる事項を明確かつ具体的に定めたものです。
3	合併問題を含め、近隣町との議員間の交流・意見交換を行うべきでは。	現在、町では、南空知4町広域連携検討会議を設置しており、スケールメリットをいかした行政運営について継続協議を行っています。今後、議会としても、ごみ処理の広域連携等を含め、近隣市町との意見交換等を検討します。
4	若手が町議会議員になる意欲を持てるよう報酬の増額などを考えては。	平成26年度に議員定数と報酬に関して町民の皆さんからご意見をいただきました。議員定数は1名削減しましたが、ご指摘の件については、議会としても様々な視点から検討します。
5	政務活動費の増額に伴い、その使途・結果を明確にしてほしい。	平成27年度より領収書等の関係書類を議会ホームページに掲載します。今後も政策提言等に結びつくような政務活動に努めます。
6	政務活動費の月額2万円の根拠が理解できない。	議員の自己研さんと資質の向上並びに幅広い視野からの議員活動の充実強化を積極的に図る必要があることから、各種研修会への参加、参考図書の購入等のための増額であり、ご理解願います。



⑧賛否の公表 ※平成27年5月から

議 件 名	議 決 年月日	採 択 結 果	大西	友成	檜	佐藤	重山	置田	大井	千葉	土井	三田	藤本	鵜川
			勝博	克司	忠彦	則男	雅世	武司	賢治	清己	道子	源幸	光行	和彦
① 監査委員の選任について	平成27年 5月15日	原案可決	○	○	○	○	×	○	—	○	○	○	○	—
② 栗山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	平成27年 6月10日	原案可決	○	○	○	○	×	○	○	欠	○	○	○	—
③ 栗山町手数料条例の一部を改正する条例	平成27年 6月10日	原案可決	○	○	○	○	×	○	○	欠	○	○	○	—
④ 栗山町勤労者福祉センター条例の一部を改正する条例	平成27年 6月10日	原案可決	○	○	○	○	×	○	○	欠	○	○	○	—
⑤ 栗山町農村環境改善センター条例の一部を改正する条例	平成27年 6月10日	原案可決	○	○	○	○	×	○	○	欠	○	○	○	—
⑥ 栗山町公民館条例の一部を改正する条例	平成27年 6月10日	原案可決	○	○	○	○	×	○	○	欠	○	○	○	—
⑦ 栗山町南部地区町民センター条例の一部を改正する条例	平成27年 6月10日	原案可決	○	○	○	○	×	○	○	欠	○	○	○	—
⑧ 栗山町ふれあいプラザ条例の一部を改正する条例	平成27年 6月10日	原案可決	○	○	○	○	×	○	○	欠	○	○	○	—
⑨ 栗山町総合福祉センター条例の一部を改正する条例	平成27年 6月10日	原案可決	○	○	○	○	×	○	○	欠	○	○	○	—
⑩ 栗山町カルチャープラザ条例の一部を改正する条例	平成27年 6月10日	原案可決	○	○	○	○	×	○	○	欠	○	○	○	—
⑪ 栗山町体育施設条例の一部を改正する条例	平成27年 6月10日	原案可決	○	○	○	○	×	○	○	欠	○	○	○	—
⑫ 栗山町立学校施設使用条例の一部を改正する条例	平成27年 6月10日	原案可決	○	○	○	○	×	○	○	欠	○	○	○	—

	議 件 名	議 決 年月日	採 択 結 果	大西	友成	檜	佐藤	重山	置田	大井	千葉	土井	三田	藤本	鵜川
				勝博	克司	忠彦	則男	雅世	武司	賢治	清己	道子	源幸	光行	和彦
⑬	栗山町町税等の滞納者等に対する特別措置に関する条例の一部を改正する条例	平成27年 6月10日	原案可決	○	○	○	○	×	○	○	欠	○	○	○	—
⑭	戦争につながる安全保障関連2法案（国際平和支援法案、平和安全法制整備法案）の廃案を求める意見書採択に関する請願	平成27年 6月11日	不採択すべきものと決定	×	×	×	×	○	×	×	○	×	○	×	—
⑮	憲法を守り、日本を海外で戦争する国にする戦争立法の廃案を求める意見書採択を求める陳情	平成27年 6月11日	不採択すべきものと決定	×	×	×	×	○	×	×	○	×	○	×	—
⑯	栗山町個人情報保護条例の一部を改正する条例	平成27年 9月16日	原案可決	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	—
⑰	栗山町手数料条例等の一部を改正する条例	平成27年 9月16日	原案可決	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	—
⑱	栗山町税条例の一部を改正する条例	平成27年 9月16日	原案可決	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	—
⑲	平成27年度栗山町一般会計補正予算（第6号）	平成27年10月30日	原案可決	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	—
⑳	平成27年度栗山町一般会計補正予算（第7号）	平成27年12月16日	原案可決	○	○	欠	○	×	○	○	○	○	○	○	—
㉑	栗山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	平成27年12月17日	原案可決	○	○	欠	○	×	○	○	○	○	○	○	—
㉒	栗山町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例	平成27年12月17日	原案可決	○	○	欠	○	×	○	○	○	○	○	○	—
㉓	栗山町介護保険条例の一部を改正する条例	平成27年12月17日	原案可決	○	○	欠	○	×	○	○	○	○	○	○	—
㉔	栗山町下水道条例の一部を改正する条例	平成27年12月17日	原案可決	○	○	欠	○	×	○	○	○	○	○	○	—
㉕	栗山町図書館に係る指定管理者の指定について	平成27年12月17日	原案可決	○	○	欠	○	×	○	○	○	×	○	○	—
㉖	安全保障関連法の廃止を求める意見書提出に関する請願	平成27年12月17日	不採択すべきものと決定	×	×	欠	×	○	×	×	○	×	○	×	—

北海道栗山町議会

〒069-1512 北海道夕張郡栗山町松風3丁目252

TEL 0123-73-7517 / FAX 0123-72-1233

E-mail gikai@town.kuriyama.hokkaido.jp

平成28年3月